資料４



**多文化共生実現に向けて**

**１　基本理念（計画が目指すまちの姿）**

**２　基本方針**

**３　成果指標**

**４　実現への取組み**

**１　基本理念（計画が目指すまちの姿）**

☆市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し、認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍しています

多文化共生を推進していくためには、日本人・外国人という枠を外し、「市民」として認識していくことが重要です。しかしながら文化や考え方に関して、すべての市民を同様に考える必要はありません。市民にはそれぞれの文化や考え方があり、それらを尊重し合い、安心して生活していくことができる社会の実現を目指すべきです。

　多文化共生社会は、短期間で実現できるものではなく、目指し続ける目標であると考えます。行政、各種団体・企業、市民などが協力し、目指すまちの姿の実現に向けて、本計画で示す方針・取組みを推進していきます。

**２　基本方針**

**Ⅰ****だれひとり取り残さないまちづくり**

日本語が十分に理解できない外国籍市民は、言葉の壁により、生活する中で必要なコミュニケーションを上手くとることができず、孤立してしまうことがあります。日常生活に必要なコミュニケーションに困ることがないよう、日本語教育体制の推進、多言語・やさしい日本語を活用した情報発信、相談体制の充実を図ります。

**Ⅱ　だれもが安心して暮らせるまちづくり**

高浜市で生活する外国籍市民が日本人市民と同様に、安心して出産・子育て、教育、労働、福祉などのライフサイクルを迎えられるよう、各施策を個別に考えるのではなく、行政、学校、企業、関係団体などが継続的に支援し、連携した施策を推進していきます。

**Ⅲ****だれもが理解し、協力しあえるまちづくり**

　高浜市には多くの外国籍市民が住んでいるにもかかわらず、日本人市民と互いに交流をしている光景を目にする機会は少ないように感じます。外国籍市民が持つ多様性を地域が理解し、また外国籍市民が地域の文化を理解し、協力し合うことができる機会を作ることで、地域の成長につなげていきます。

　本計画は第7次総合計画を上位計画とする個別計画と位置付けていることから、成果指標についても総合計画と連動したものとします。基本理念、基本方針を目指し、下記の3つを2027年度までの成果指標とし、多文化共生の取組みを推進していきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **目標の達成度を測る指標** | **現状値**  **(2022)** | **目標値**  **(2027)** |
| 高浜市を住みやすいと思う外国籍市民の割合 | **９２．７％** | **９０％台を維持** |
| 最近1年間で外国籍の方と何か一緒に活動したことがある人の割合 | **１１．５％** | **２５％** |
| 市の審議会等の委員となっている外国籍の方の人数 | **１人** | **１０人** |

**３　成果指標**

**３　実現への取組み**

**（１）施策の体系**

市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し、認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍しています

基本理念

基本方針

取組事項

**（２）取組み内容**

**【基本方針Ⅰ】だれひとり取り残さないまちづくり**

**取組項目①　情報発信の充実**

外国籍市民が必要な情報を必要な時に受取れるよう、行政情報やその他生活に役立つ情報を様々な媒体を用いて多言語、または「やさしい日本語」を用いた文章表現を用いて発信していきます。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 市公式ホームページを多言語対応します。 |
| 広報たかはまを多言語で発信します。 |
| 外国籍市民に発送する大事な書類は、多言語またはやさしい日本語で通知します。 |
| 企業や学校などとも連携し、外国籍市民への情報の発信を積極的に行います。 |
| 市公式LINEの登録を推奨し、直接市の情報を個人に伝えられるようにします。 |
| 自動翻訳ができるよう、テキストデータによる情報発信に努めます。 |

**取組項目②　窓口サービスの充実**

外国籍市民が市役所などで行う手続きを速やかに行うことができるよう、窓口での通訳・翻訳サービスの充実を図ります。また、生活に関する相談を気軽に行うことができるよう、多文化共生コミュニティセンターにおいて外国籍市民に寄り添った対応を継続します。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 市役所、いきいき広場において、通訳の適正な人員配置を行います。 |
| 各公共施設において、翻訳機器の設置を図ります。 |
| 市役所をはじめとする公共施設の窓口でのやさしい日本語の利用を促進します。 |
| ICT技術の導入可能性を模索し、外国籍市民も簡単に手続きできるよう、サービスの向上に努めます。 |
| 公共施設に利用案内や看板等の多言語化を図ります。 |
| 多文化共生コミュニティセンターにおいて、外国籍市民の多種多様な相談に対応できるよう、サービスの充実を図ります。 |

**取組項目③　日本語学習機会の充実**

日本語を学習したい外国籍市民のニーズの高まりや、日本語も母語もたどたどしい児童が増加していることから、継続的に日本語を学習することができる機会を提供するとともに、地域において日本語を教える場、教えることができる人材の発掘に努めます。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 日本語の学習だけでなく、生活に関するルールを習得するための初期日本語教室を、年間を通して実施します。 |
| 夏休み、冬休みの期間などに、こども日本語教室を実施します。 |
| 日本語講師を務めることができる人材を発掘し、地域で日本語教室を開催できる環境の充実を図ります。 |

**【基本方針Ⅱ】だれもが安心して暮らせるまちづくり**

**取組項目①　子育て・教育環境の向上**

　妊娠、出産から子育て期において日本人市民と同様に切れ目のないサポートを行なっていきます。また、発達・学習支援を必要とする外国籍児童の増加、進路指導、義務教育修了後の対応など、教育に関する課題は山積みとなっていることから、学校、保護者とコミュニケーションをとり、サポートを継続していきます。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 親子で楽しく子育てに関する日本語や文化を学ぶことができる多文化子育てサロンを実施します。 |
| 母子手帳をはじめ、妊娠・出産に関する情報や書類を多言語化します。 |
| 子育てに関するサービスの案内を多言語で発信します。 |
| 保育施設において、必要に応じて多言語対応を図り、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整備します。 |
| こどもたちが国籍に関係なく交流できる居場所として、多文化共生コミュニティセンターを活用します。 |
| 日本に来て間もない外国籍の児童が学校に馴染めるよう、早期適応教室を実施します。 |
| 外国籍児童に関する進路、トラブルなどの相談に対し、保護者、学校と連携して課題を解決していきます。 |

**取組項目②　労働・居住環境の整備**

　外国籍市民の適正な労働環境の確保は非常に重要な課題です。安定した就労及び労働意欲向上のため、関係機関と連携し、就業機会の確保や職場環境の改善を図ります。また、外国籍市民が平等に公営住宅に入居でき、入居者が安心して暮らすことができるよう居住環境の整備に努めます。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| ハローワーク等と連携し、外国籍市民の就業に関する相談に対応します。 |
| 外国籍市民を雇用している企業等と連携し、労使相互の課題解決、労働環境の改善に努めます。 |
| 外国籍市民が日本のルールを守りながら安心して暮らしていけるよう、ごみに関する各種案内を多言語対応します。 |
| 公営住宅の入居者を募集する際には、多言語で広く案内します。 |
| 外国籍市民が孤立することがないよう、市営住宅における自治会の加入を促進します。 |
| 市営住宅の入居者への相談や案内に多言語で対応します。 |

**取組項目③　福祉・健康サービスの提供**

　外国籍市民がいつまでも健康でいきいきと暮らしていけるよう、各種福祉・健康サービスに関する情報提供を適切に行います。また、外国籍市民の滞在の長期化・永住化に伴う医療・保健・福祉に関する課題の多様化に対応するため、外国籍市民が各種サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 医療機関に多言語対応を推奨します。 |
| 市内で多言語に対応できる医療機関の情報をまとめ、外国籍市民に向けて情報発信を行います。 |
| 外国籍市民への健康診断に関する案内を積極的に行います。 |
| 福祉に関するサービスの案内や申請について、多言語対応を推進します。 |
| 民生委員等と連携して、外国籍の独居高齢者に対する定期的な見守りを行います。 |
| いきいき広場において外国籍市民の福祉に関する総合的な窓口体制を充実します。 |

**取組項目④　災害時の支援体制の整備**

　外国籍市民が災害に対する備えを行い、有事の際には適切な情報を入手し行動できるよう、防災に関する知識や意識の向上を図るとともに、行政や地域における支援を受けられる体制を整備する必要があります。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 外国籍市民に対し、体験を通じて楽しく防災について学ぶ機会を提供します。 |
| 町内会と連携して、有事の際に対応できるよう準備します。 |
| 外国籍市民の防災訓練への参加を促進します。 |
| 地域における外国籍市民の防災活動の担い手となる人材を発掘します。 |
| 防災情報の周知、災害時の情報発信を多言語化します。 |
| 愛知県災害多言語支援センターと連携し、避難所における外国籍市民への効果的な情報伝達、通訳体制の整備を図ります。 |

**【基本方針Ⅲ】だれもが理解し、協力しあえるまちづくり**

**取組項目①　多文化共生の意識啓発**

　日本人市民と外国籍市民の間には言葉や文化の違いからコミュニケーションを上手く図ることができず、誤解やトラブルが生じることがあります。お互い違いがあるのは当たり前で、その違いを互いに認め合えるよう、多文化共生に対する意識の向上を図ります。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 多文化共生の現状や取組みを定期的に紹介し、市民の意識啓発を図ります。 |
| 国籍を問わず気軽に足を運ぶことができる居心地のよい場所として、多文化共生コミュニティセンターを活用します。 |
| 市の職員の多文化共生意識向上のため、窓口での適切な対応方法ややさしい日本語を学ぶための研修を実施します。 |
| 様々な国の人が自国の文化を紹介しあい、国籍を問わず交流できる場を定期的に開催します。 |
| 関係団体と協力し、国籍を問わず農業を通じて交流を行うことができる場を創出します。 |
| 学校の授業に職員が出向き、小中学生への多文化共生の意識啓発を行います。 |

**取組項目②　外国籍市民の社会参画**

　外国籍市民が増加していく中で、今後は地域を支える担い手となっていくことが期待されます。そのためにまずは外国籍市民が積極的にまちづくりに携わるきっかけを提供し、地域で活躍できる人材の発掘を行う必要があります。

|  |
| --- |
| 取組み内容 |
| 外国籍市民にも積極的に町内会への加入促進を行います。 |
| 外国籍市民にも積極的にまちづくり協議会の活動への参加促進を行います。 |
| 地域で行っている祭りやスポーツイベントなどについて、多言語での情報発信に努めます。 |
| 外国籍市民にも積極的に消防団への加入促進を行います。 |
| 市が開催する各種委員会等において、外国籍市民の登用を図ります。 |